

### 協働のまちづくり 推進計画検討委員会 委員を募集します



市では「協働のまちづくり推進計画」を策定し、協働のまちづくりを推進しています。

この計画の前期実行計画期間が平成27年度で終了するため、後期実行計画の策定にあたり、具体的な施策などを市と共に検討する検討委員会委員を募集します。

■募集人数 5人以内

■任期 委嘱日から計画策定までの約1年間

■申込方法

2月20日(金)までに、「審議会等公募委員申込書(※)」に必要事項を記入し、「協働のまちづくりに必要なこと」を題名とする作文(任意様式で800字以内)を添えて次の方法で提出

○市民活動推進課窓口へ直接持参  
○電子メール  
○郵送(20日の消印有効)

■選考結果 3月中旬頃に応募者全員に個別に通知

■申込先 市民活動推進課  
市民活動推進班  
〒930 1117  
〒286 10292  
Tel:jp

※申込書は、市民活動推進課日吉出張所の窓口に備えてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。電子メールまたは郵送で提出した人は、提出した旨を必ず電話で連絡してください。

### 市の臨時職員・非常勤職員 登録者を募集します

■職種(例)

事務補助、保健師、看護師、歯科衛生士、保育士、助産師、幼稚園補助教諭、道路作業員、個別指導補助員、図書館司書など

■勤務条件など

▼勤務時間

月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日、振休、年末年始を除く)

※配置所属により、勤務日や勤務時間が異なります。

▼賃金

時給830円～

※職種により異なります。

■名簿登録から任用まで

臨時職員・非常勤職員登録者名簿に登録され、その中から書類審査や個別面接などを行い、一定期間臨時的に任用されます。

※名簿に登録されても任用されるとは限りません。

※登録期間経過後には、あらかじめ登録が必要となります。

■名簿登録期間

履歴書受付日～平成28年3月31日

■提出書類

履歴書

(市販のものに必要な事項を記入し、写真を貼付)

※資格・免許などを有する人は、その資格・免許などを証明する書類の写しを添付してください。

■登録先 総務課人事給与班 ☎(93) 11113

### 平成27年度事業を 募集します 市民活動 支援補助金制度

市では、協働のまちづくりを目指して、自主的・継続的に公益的な活動(市民活動)を行う団体を支援しています。

平成27年度事業を募集しますので、希望する団体は、市民活動推進課窓口、または電話で問い合わせください。

■補助対象事業

市内を活動の拠点とし、自ら課題を見つけ、自主的に取り組む公益的な活動

■対象事業期間

4月1日(水)～  
平成28年3月31日(木)

■応募期日

2月27日(金)

■審査方法

市協働のまちづくり推進委員会による公開プレゼンテーション審査(後日通知)

■その他

募集要項を市民活動推進課窓口、日吉出張所で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。  
この事業は平成27年度予算に係るものですので、ご承知ください。

■申込先

市民活動推進課  
市民協働推進班  
〒930 1117

### 差し押さえ物件を インターネットで公売

市では、市税滞納者から差し押さえられた財産を、次のとおりインターネットで公売します。

■公売物件 不動産

▼土地

○山武市本原字縄ノ作  
25677番36

山林(宅地) 1377m

○山武市本原字縄ノ作  
25677番1

山林(公衆用道路)  
913m

(待分1826分の55)

▼建物

工場 1階110・04㎡  
2階49・68㎡

■公売参加申込期間

2月17日(火)午後1時～  
27日(金)午後11時

■入札期間

3月6日(金)午後1時～  
13日(金)午後1時

インターネットで公売についての詳しい内容や参加方法は、市ホームページ内の「富里市インターネット公売ガイドライン」などで確認できます。

また、公売の参加・入札は、ヤフー㈱の「官公庁オークション」のページで手続きしてください。なお、売却で取付いた代金は、未納税金などに充てられます。

ヤフー㈱

官公庁オークションページ  
http://kouhou.auctions.yahoo.co.jp/

■納税課納税班

☎(93) 3895  
インターネット公売専用

### 特定疾患見舞金 手続きのお知らせ

千葉県から認定された指定難病などの療養者に対する見舞金制度があります。また、平成27年1月1日付けで「難病の患者に対する医療費等に関する法律」と「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、新しい医療費助成制度が始まり、「富里市特定疾患見舞金」の対象疾患が拡大されます。

すでに制度を利用していても毎年申請が必要ですので、受給者証などの更新をしたら、再度申請してください。

■対象 次の2つの要件を満たし、①～④のいずれかの受給者証などの交付を受けている人

▼要件

○市内に住居登録をしている

○市の福祉手当などを受給していない

▼受給者証などの種類

①特定医療費(指定難病)受給者証

②特定疾患医療受給者票

③小児慢性特定疾病医療受給者証

④先天性血液凝固因子障害等受給者証

■支給額 月額2,000円(支給期間は受給者票の有効期間と同じ)

■持ち物

○千葉県が発行する各受給者証など

○医療受給者本人名義の振込先口座の確認ができるもの

○印鑑

■申請先 社会福祉課厚生班  
☎(93) 4192

### 日赤社資にご協力ありがとうございました

■社会福祉課厚生班 ☎(93) 4192

市内総額 **2,335,424円**

日本赤十字社の社資募集にご理解とご協力をいただきありがとうございました。

自治会などを通じて、皆さんから寄せられた社資は、日本赤十字社千葉県支部へ送金しました。

これらの社資は、国内外の災害救護、献血事業、救急法講習会、病院医療などの日本赤十字社事業に使われます。身近なところでは、被災者世帯への見舞金や生活日用品、毛布、バスタオルなどの物資提供、青少年赤十字(小・中学校や高校の活動)や日本赤十字奉仕団によるボランティア活動への支援などに使われています。

日本赤十字社では、社資の募集に毎年取り組んでいます。今後も皆さんのご理解とご協力をお願いします。